

2025年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試C日程 試験問題

公 法 系（憲法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、表紙を含め2枚である。
2. 配点は、50点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、1枚が配付されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。

整理番号	受験番号	点

岡山大学大学院法務研究科試験用紙		
(枚の内 枚目)		
試験科目 <u>公法系</u>		第 問

5. 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題】

【事例】

同性カップルであるXらは、居住地において共同生活を営んでおり、居住している市が運用を開始していた「パートナーシップ宣誓制度」を利用し、パートナーシップ関係にあることを宣誓し、宣誓書受領証の交付を受けていた。令和7年1月20日、Xらは、居住地において婚姻届を提出したが、両者が同性であることを理由に不受理とされた。そこで、Xらは、Y（国）に対し、婚姻に関する民法及び戸籍法の諸規定が、異性間の婚姻（以下「異性婚」という。）のみを認め、同性同士の婚姻（以下「同性婚」という。）を認めていないことは、憲法13条、14条及び24条に違反していることが明白であるにもかかわらず、国会は正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠っており、これにより精神的苦痛を被ったと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料各100万円などの損害賠償を求める訴訟を提起した。

この事例に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

（なお、立法不作為の論点については論じなくてもよい。）

【資料】

〈参考〉法律の定め

民法は婚姻届の受理要件として、婚姻成立の実質的要件（民法731条～736条）を満たしていること、民法739条2項やその他の法令の規定（戸籍法や戸籍法施行規則等）に違反していないことを定めており、民法及び戸籍法には、婚姻当事者が異性同士でなければならないという規定は明示的には存在しない。しかし、他方で、民法739条1項は、婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずるとし、戸籍法74条1号は、婚姻をしようとする者は、夫婦が称する氏を届け出なければならない旨規定していること等に照らし、現在の婚姻制度として、同性同士の婚姻の届出は、不適法とされる。

【出題趣旨】

同性婚の憲法適合性については、最高裁判決は存在しないが、福岡高判令和6年12月13日は、「同性のカップルを婚姻制度の対象外とする部分は、個人の尊重を定めた憲法13条に違反するものであるから、婚姻に関する法律は個人の尊厳に立脚して制定されるべき旨を定める憲法24条2項に違反することは明らかである」と判示しており、札幌高判令和6年3月14日、東京高判令和6年10月30日も同様に、同性婚が憲法24条及び14条1項に違反する旨を判示している（いずれも請求そのものは棄却）。著名な論点であり、下級審判決について判例評釈などが多数出ており、本問は、同性婚の憲法適合性の理解を問うものである。